

米国連邦地方裁判所の告知管理人
2018年3月4日

投資家の皆様へ

あなたは、MRIインターナショナルが発行した医療債権の投資家と判明しました。同封された書類は、原告がタキグチほか、被告がMRIインターナショナルほかのアメリカ合衆国ネバダ地区連邦地方裁判所、事件番号：2:13-cv-01183-HDM-VCFのクラスアクション訴訟に関する和解についての告知です。あなたはこの和解に基づく支払を請求する権利を有するかもしれませんが。あるいは他の法的手段をとることを希望するかもしれませんが。重要な事実は以下に挙げられており、加えて告知文本文でも説明されています。

MRI インターナショナル社証券訴訟の和解

- **証券**：MRIインターナショナルが発行した医療債権（MARS）
- **期間**：2008年7月5日から2013年7月5日までの間購入されたか、2008年7月5日から2013年7月5日までの間に投資家に被害を及ぼしたMARS
- **和解金額**：約13,100,000ドル（投資家に約9,625,000ドル，弁護士に約3,475,000ドル）
- **和解の理由**：訴訟を遂行することによる費用とリスクを回避してあなた方投資家への支払いを行うこと、および(1)鈴木順造，(2)ポール鈴木，(3)鈴木啓子，(4) the SEI PSP，(5)ファーストハワイアンバンク - 2013年7月12日付けの取り消せない信託を受けた鈴木順造の受託人，(6)ファーストハワイアンバンク - 2013年7月12日付けの取り消せない信託を受けた鈴木啓子の受託人，(7)ファーストハワイアンバンク - 2008年5月1日付けの取り消せない生命保険を締結した鈴木順造の受託人，(8)鈴木エンタープライズ，(9)プウイキナ・インヴェストメントLLP，(10)キャサリン鈴木-2013年5月10日付けの取り消せない信託を受けたキャサリン・鈴木の受託人，及び(11)ポール武蔵鈴木-2013年5月10日付けの取り消せない信託を受けたポール武蔵鈴木の受託人（以下まとめて「和解被告」）を、以後免責すること
- **和解が成立しなかった場合**：和解被告に対する訴訟が引き続き行われていました。和解被告は、原告らは一切勝訴しなかったであろうと考えています。また、本件訴訟は、残りの被告に対しては引き続き行われています。
- **弁護士の費用**：裁判所が投資家のため指名した弁護士は、裁判所に3,475,000ドルを請求しました。事実調査、訴訟遂行、及び和解交渉の報酬として3,275,000ドル，費用として20万ドルを支払うこととするものです。
- **期限**：
 - **本和解への異議申立**ができるのは2018年4月25日まで
 - **和解の公正さに関する裁判所のヒアリング**：2018年5月22日午前9時0分に行われます。
- さらなる情報は次にご連絡、問い合わせください ・ www.mri-higaibengodan.jp
- Law Offices of Robert W. Cohen
1901 Avenue of the Stars, Suite 1900
Los Angeles, CA 90067, USA
310-282-7587
• MRI 被害弁護団
〒160-0022
東京都新宿区新宿1-15-9 さわだビル5階
TEL 03-5363-5667
- Manning & Kass, Ellrod, Ramirez, Trester, LLP
801 S. Figueroa St., 15th Floor
Los Angeles, CA 90017, USA
213-624-6900

ご質問は WWW.MRI-HIGAIBENGODAN.JP をご覧いただくか、または 03-5363-5667 にお電話ください。